

2013年12月3日(火)  
毎日新聞・2面

# 医師に情報回答義務

## 秘密保護法案

### 職員の通院歴など

#### 政府が見解

##### 「定義が不明確」 国連弁務官懸念

【ジュネーブ共同】国連

国家機密を漏えいした公務員への罰則を強化する特定秘密保護法案で、特定秘密を取り扱う公務員に対する適性評価について、政府は2日、行政機関から照会を受けた病院には過去の通院歴などを回答する法的義務があるとの見解を示した。法案には明確な義務

規定がないにもかかわらず、条文を解釈により「義務規定」とみなしたもので、法案の不透明さがさらに浮き彫りとなった。内閣官房の鈴木良之内閣審議官が参院国家安全保障特別委員会での法案審議で、「照会を受けた団体は回答義務がある」と述べた。共

産党の仁比聰平氏が「病院に調査があったときに回答を拒むことはできるか」とただしたことへの答弁。仁比氏は「患者は主治医を信頼して話せなくなる」と指摘した。法案の12条4項は、特定秘密を取り扱う公務員らが適任者か判断するため、「公

事項の報告を求める」とがでまる」と規定しているが、病院など団体側については義務規定がない。鈴木氏の答弁は、政府がこの条文を事実上の「義務規定」とみなして、医師らに情報提供を強要する可能性があることを認めたものだ。【木下訓明】